

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。冒頭、コロナに関する質問を一つ先にさせていただきます。

新型コロナウイルス第三波と言われている中、先週、小池都知事から五つの小という予防対策が発表されました。小人数、小一時間、小声、小皿、小まめに換気、医療従事者への心遣い、全部で六つでございますが、私は、これではまだ不十分だと思っております。

換気について伺います。

冬場になりますと、暖房の関係で難しくなっております。まいるのが換気ですが、飲食店に限らず、そもそも換気が難しい店舗というのがございます。ほかのやり方でも空間での感染予防対策が必要だと考えておりますが、先ほどG・O・T・O・イトキヤンペーンの食事券の質疑がありました。飲食設備の空間の新型コロナウイルス感染防止に関して何か新しい対策を考えていらっしゃいますでしょうか。短くお答えください。

○政府参考人(太田豊彦君) お答えいたします。

飲食店における新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、外食事業者団体がガイドラインを策定をしております。食事中以外はマスクの着用をすること、テーブルはパーテーションで区切るか、できるだけ二メートル以上の空間を空けること、店内は適切な換気設備の設置又は換

気設備の点検を行って徹底した換気を行うことなど、感染防止のために必要な取組を具体的に示しております。

農林水産省といたしましても、様々なチャネルを使ってガイドラインの遵守を飲食店に呼びかけることを含め、引き続き、三密の回避、手洗い、マスク、消毒、換気など、基本的な感染防止対策の徹底を国民の皆様にお願いをしながら、業界団体のこうした取組をしっかりバックアップしていきたいと考えております。

○石井苗子君 ありがとうございます。

新しい対策を何かお考えですかということ、今伺いしたのはみんなやっていることでございまして、諸外国も始め国内でも、今年の五月のNITEの発表で、これは次亜塩素酸水溶液の空中、空間ですね、噴霧がされ、一定の効果が出ているという発表がされると聞いております。次亜塩素酸水溶液の効果については専門家の意見が分かるところではあります。私は、専門家チームをつくってコロナ対策における手段の一つとして検証すべきだと思っております。ウイルス対策に有効であるなら、ガイドラインなどを作っていくことでウイズコロナの時代を切り切る効果的な手段の一つになると思っております。また来年の通常国会では質問をさせていただきます。さて、本題に入りますが、前回、牛のふん尿を

微生物を使って発酵させ、臭いのないさらさらな堆肥に戻す、いわゆる戻し堆肥の北海道における大規模スマート技術を紹介させていただきました。

このふん尿処理システムで臭いの問題を解決することができ、環境に大きなメリットをもたらすことができ、それによって従業員の方の労働意欲も上がり、畜産を体験したい外国の方を呼び込むという経済的波及効果も期待できる、インバウンドの農泊事業にも貢献できて、その上、ふん尿を堆肥だけではなく敷料にも利用できるという資源リサイクルのSDGs展開を述べて、国の補助金の対象になりますかと訴えたんですが、大臣の御答弁が検討しますと終わってしまいました。議事録見ますと、その新たなシステムの内容と効果が補助事業の趣旨に合致するか勉強し、検討しますという答弁だったので、ちょっと疑問を感じました。

SDGsを声高にうたっているのに、微生物の研究成果がやと認められるのに、畜産ふん尿処理システムによる資源リサイクル支援、これがなぜないのかと。調べていきますと、法的制度設計にハードルがあることが分かりました。家畜排せつ物は、法律上産業廃棄物の扱いになっていて、ふん尿は廃棄するものであり、循環リサイクルを図るといったSDGs的な取扱いにはなっておりません。

私は、乳牛の搾乳機ですね、これには補助金が

出たのにどうしてなのかと。こちらはソフト事業扱いとなっております。同じ機械でも家畜排せつ物の処理の機械はハード事業扱いとなっております。して、扱いが違うわけなんです。補助金の扱いが違う。

そして、廃棄物処理法の廃棄物処理及び清掃に關する法律というのがあります、家畜のふん尿は廃棄物として各畜産農家自らの自己責任において処理するものとなっております。昭和四十五年、一九七一年にできた法律ですから、半世紀の間、畜産農家の方々は家畜のふん尿処理を廃棄物処理法の中で廃棄してきた。つまり、周囲の環境を考えて自己責任で扱ってきたということ。なので、微生物を使った処理を導入されている小規模な畜産農家さんどこかでいらしたかもしれないということなんです。

そこで、質問をやり直します。
北海道で約五千頭の牛のふん尿を処理する畜産農家が導入した戻し堆肥を生産する大型機械は一台三億円以上と高額でした、国として補助の対象にしてくれませんか、このように私が質問したと聞こえて、大臣は、どこの補助事業の趣旨に合致するか勉強し、検討するとお答えになったんだと理解します。

そこで、合致できそうな補助事業として見つけたのが本日資料としてお配りしました畜産環境対

策総合支援事業、これを大臣も答弁でこのハード事業名を挙げていらつしやいましたが、そこで、この支援事業がハード事業の分野で戻し堆肥を生産する機械に適用できるとしたらその要件は何なのかを御説明してください。

○政府参考人（水田正和君） お答えいたします。畜産環境対策総合支援事業でございますが、これは堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した土づくり堆肥の生産、流通の促進を支援するということによりまして、畜産環境問題の解決を図ることを目的とした事業でございます。委員御指摘の牛のふん尿を処理し、戻し堆肥として活用できるシステムにつきましては、この事業の補助対象となると考えております。この事業の主な要件といたしましては、まず一点目といたしまして、事業実施主体が畜産クラスター協議会又はそれに準ずる協議会であること、二点目といたしまして、実際に施設整備を行う取組主体が畜産を営む者などであることということ、それから三点目といたしまして、施設整備に関する計画におきまして、家畜排せつ物を原料とする堆肥又は液肥の生産量に占める販売量若しくは輸出量の割合が十ポイント以上増加する成果目標を設定することなどが要件となっております。こうした要件を満たす事業計画の申請があれば、選定審査委員会による審査を経て、評価の高いものか

ら順に予算の範囲内で採択をされるということになる次第でございます。

○石井苗子君 今確認できたのは、その私が提案した微生物を使った機械は、ハード事業として、ここに、今日はお配りしませんでした、この事業の対象にはなる。しかし、計画書を提出せよ。そして、有識者の協議によつてそれに効果があるものかどうかなどを決めて、その要綱に当てはめることができれば、結果としてそうなれば補助金を出すということ、確認です、それでよろしいわけですね。

○政府参考人（水田正和君） 委員御指摘のとおりでございます。

○石井苗子君 私は、その資源としてリサイクルをしていこうという発想、SDGsです、まさにこの継続性がなければ日本の何の産業もこれからの未来を開いていけないわけなので、リサイクルという意味で敷料というものにも当てはまるのかという質問をしましたが、敷料は当てはまりませんか。

○政府参考人（水田正和君） 先ほど申し上げましたこの事業の主な要件の中で、施設整備に関する計画におきまして、この家畜排せつ物を原料とする堆肥又は液肥ですね、この生産量に占める販売量若しくは輸出量の割合が十ポイント以上増加ということでございますので、堆肥として利用さ

れるものを十ポイント以上増加していただくことが必要と考えております。

○石井苗子君 将来のことを考えたらず、先ほどそのリサイクルということで基本的には皆さんその敷料には使わないんですが、臭いをなくしていくということのそのSDGsを考えたら、やはり資源リサイクル、環境問題、インバウンドに資するという機械の導入を支援していただきたいと思

○石井苗子君 最終的には対象となるけれども、原則的には対象とならないわけで、堆肥として一〇％販売をアップするならば、このハード事業の微生物を使った機械の導入も、有識者がオツケーということになれば補助金の対象になりますと、こういう話だと思います。よろしいですね。

そうすると、先ほどのその畜産環境対策総合支援事業は令和元年度の補正予算事業です。私は、これだけではなくて、菅総理から指示された本年度第三次補正予算でも、資源リサイクル、環境問題、インバウンドに資するような、このような機械の導入を支援する予算を確保してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。第三次補正予算で考えている支援事業、ございますか、お答えください。

○政府参考人（水田正和君） この事業につきましては、確かに元年度の補正予算でございますけれども、引き続き、この畜産環境対策のための必要な予算の確保については、第三次補正予算も含

めて検討してまいりたいと考えております。

○石井苗子君 将来のことを考えたらず、先ほどそのリサイクルということで基本的には皆さんその敷料には使わないんですが、臭いをなくしていくということのそのSDGsを考えたら、やはり資源リサイクル、環境問題、インバウンドに資するという機械の導入を支援していただきたいと思

さて次に、畜産環境対策総合支援事業、これがお配りしたものですけれども、以外に、戻し堆肥を生産できるような機械に対する支援策、ほかに何かありますでしょうか。

○政府参考人（水田正和君） 委員御指摘のその牛のふん尿を処理して戻し堆肥として活用できるシステムにつきましては、畜産環境総合支援事業以外では畜産クラスター事業による補助対象となるものと考えております。

その要件でございますけれども、畜産クラスター事業のその主な要件といたしましては、一点目といたしまして、整備を行う者につきましては、畜産を営む者であって、畜産クラスター協議会が作成いたします畜産クラスター計画において中心的な経営体として位置付けられているということ。

それから、二点目といたしまして、当該経営体が地域の平均飼養頭数規模以上に増頭するか、又は、北海道の場合でありますとおおむね北海道の

平均規模以上、都府県の場合でありますと北海道を除くおおむねの全国平均の規模以上に増頭するという、頭数を増やすということが要件になっております。

それから、三点目といたしまして、施設整備に関する計画におきまして、販売額の一〇％以上の増加、あるいは生産コストの一〇％以上の削減、又は農業所得又は営業利益の一〇％以上の増加、この三つのうちのいずれかの成果目標を設定するということが要件となっております。

このような要件を満たす事業計画の申請があれば、都道府県等による順位の高いものから順に予算の範囲内で採択をされるということになります。

○石井苗子君 ありがとうございます。

畜産環境対策総合支援事業、ペレット化とか高品質化、高度な施設の整備、畜産クラスター事業の中には環境優先枠ということで二十億円入っております。家畜排せつ物処理施設の整備、堆肥センターの整備、個々の畜産農家の経営状況に合わせて排せつ物の適切な処理と有効利用を総合的に対応するというふうに書いてありますので、先ほど郡司先生からも御発言がございましたように、やはり長期的に見て、どこに目標を定めて予算を獲得して使っていくのかということをお願いして初めてSDGsと言えるのではないかと思います。

堆肥を一〇%以上売ったら、販売が一〇ポイント上がったらこの要件に当てはまるとか、そういうことだけではなくて、もう少し成果ベースで見たいいただきたい。

レクにおいてはその北海道の施設まだ見ていないからという御発言もございましたけど、やはり北海道では三日間でできるものを五時間でできるようにしていけばイノベーションだと言っておりますので、こういった機械の導入に関しても、やはり将来的に見て、畜産農業について、皆さんがもつと農業に、畜産農業も農業ですから、参加していこうという意欲をつくっていくかなければならないと考えます。農林水産行政でのSDGsは大臣が先頭に立って進めていると考えております、思っております。資源リサイクルもインバウンドも、また畜産農家の人材難という問題も国の支援がないとなかなか前に進みません。

もう一度お聞きしますが、先ほどの政府参考人の皆さんの説明した要件に当てはまれば戻し堆肥を生産できる機械も補助対象になるのかというお答えと、それからもう一つ、大臣に最後ですのお聞きいたします。生産力の向上と持続化可能性、SDGsですね、これを両立させるみどりの食料システム戦略を設定する、策定すると書いてありますが、具体的に一つだけ紹介していただいて、私の質問を終わらせていただきますので、よろし

くお願いいたします。

○国務大臣（野上浩太郎君） 今先生御指摘のふん尿処理システムにつきましては、生産局長から答弁しましたとおり、畜産環境対策総合支援事業や畜産クラスター事業の補助対象となるものであり、それぞれの事業の要件を満たす事業計画の申請があり、審査を経た上で採択されれば補助金が交付されることとなります。

もう一つは、みどりの食料システム戦略についてであります。

具体的な検討方向としては、例えば、農林水産物や肥料、飼料といった資材についての輸入から国内資源への転換ですとか、あるいは地域資源のエネルギー活用など脱炭素社会の牽引ですとか、雇用の増大や地域の所得向上、豊かな食生活の実現を目指すことを考えております。

○石井苗子君 ありがとうございます。

総合的に質問させていただきましたが、私は、やっぱり生産力の向上と持続可能性を両立させるためには、具体的に、国内の肥料を使うということ、そして雇用を拡大していくということ、それがやはり地域での、畜産農業も農業です、強い農家をつくっていくということに必要な要件だと思っております。それが食生活の改善につながっていく。

先ほど、地元のものを食べるときには地元がど

のような努力をしてこの食品を作っているのかということの子供たちに教えながら食べてもらう、学校給食の設定とかですね。全てにつながっていくなければ、ぼつんぼつんとやっついて、どれだけ堆肥を売ったらこの要件に、このすごい分厚いものがありますが、計画書を書いて、それが有識者の目に留まったらオーケーが出るというようなことではなく、やはり大臣としてこのSDGsに向けて日本の強い農家をどのようにしていくのだと、そのためにはどんな予算が必要なのだというような夢を含めたリーダーシップを取っていただきたいと思っております。

時間が三分余っておりますので、用意してきた質問で私がちよつと不思議に思ったことのSDGsがございまして、大臣にお聞きいたします。先ほど最後の質問と言いましたけど、大臣のお答えが短かったので、あと二分ありますので。

大臣は、林業とか農業とか漁業にリモートワークで人材を呼び込みますと、このように発言していらつしやいますが、都会のクリエイティブワーカーがこういった漁村や農村に来て、本来の仕事から離れたところでやるというようなことに思いまして、これ、どのようなリモートワークのメリットがあるのかちよつとよく分からなかったんですが、どういうシステムを想像して具体的に考えていらつしやるんでしょうか。

○国務大臣（野上浩太郎君） コロナの影響下におきまして、自然ですとか美しい景観を有する農山漁村地域への旅行ニーズは高いと思います。また、新しい生活様式を踏まえてリモートワークの滞在先としても関心が高いということが、これは民間の調査でも示されているところであります。

都市部のビジネスマン等がその農山漁村においてリモートワークを実施をすることで、滞在中に地域の食や景観等を楽しむことを通じて地域の活性化が図られることも期待をしておりますし、既に家族連れの職場の同僚等がリモートワークのために長期にわたって農泊施設に滞在する事例もあると承知しております。

農水省としては、リモートワークできる環境の整備にも資する古民家等を活用した宿泊施設の改修ですとかWi-Fiの整備等の支援、あるいは農泊事業者向けのガイドラインを整備して普及をして、安心、安全な滞在先としての農山漁村のPR等に向けて、農山漁村地域でのリモートワーク事業に積極的に対応してまいりたいと考えております。

○石井苗子君 ありがとうございます。人が来ることでメリットになるといふふうに理解しました。ありがとうございます。質問を終わります。